令和８年１１月定例県議会付議案

議案第　１号　令和８年度鳥取県一般会計補正予算（第３号）

議案第　２号　同　　鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　３号　同　　鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　４号　同　　鳥取県営病院事業会計補正予算（第３号）

議案第　５号　鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（スポーツ課）

鳥取県立米子産業体育館の廃止に伴う所要の改正を行うとともに、米子アリーナの供用開始に係る所要の規定の整備を行うものである。

（概要）

①鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア　鳥取県立米子産業体育館を令和 10 年３月 31 日限りで廃止する。

イ　令和９年度における鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者は、公募によらず選定することができるものとし、その業務を行う期間は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

ウ　その他所要の規定の整備を行う。

②鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

ア　米子アリーナの指定管理候補者は、公募によらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律により、米子アリーナに係る特定事業を実施する選定事業者として選定された法人等とする。

イ　指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとする。

ウ　米子アリーナの指定管理者が最初に指定管理者の業務を行う期間は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から令和 24 年３月 31 日までとする。

［令和 10 年４月１日施行　ほか］

議案第　６号　鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水産振興課）

卸売業務施設として８号上屋を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

市場施設の内容及びその使用料を定める規定中、卸売業務施設に８号上屋を加える。

［規則で定める日から施行］

議案第　７号　鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（会計指導課等）

①受益と負担の公平の確保を図るため、また、政治資金規正法の一部が改正され、国会議員関係政治団体における報告書の提出をオンラインで行うことが義務化されたこと等に伴い、手数料の新設を行うものである。
②日本農林規格等に関する法律の一部が改正され、酒類における有機等の表示基準が日本農林規格に基づくものとされたこと、また、浄化槽工事業者登録簿に係る全ての情報をインターネットを利用する方法により公開することに伴い、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設　定

区　分		単　位	金　額
鳥取県手数料徴収条例の一部改正			
日本農林規格により格付をしたことを証する書面の発行		１件につき	420円
政治資金規正法の規定に基づく収支報告閲覧対象文書が電磁的記録である場合の写しの交付	Ａ４の大きさの用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき	10円
	ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき	30円
	ＤＶＤ－Ｒに複写したものの交付	ＤＶＤ－Ｒ１枚につき	50円
政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書が電磁的記録である場合の写しの交付	Ａ４の大きさの用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき	10円
	ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	ＣＤ－Ｒ１枚につき	30円
	ＤＶＤ－Ｒに複写したものの交付	ＤＶＤ－Ｒ１枚につき	50円
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正			
産科医療補償制度補償請求用専用診断書の交付		１通につき	5,500円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正			
産科医療補償制度補償請求用専用診断書の交付		１通につき	5,500円

廃　止

区　分
鳥取県手数料徴収条例の一部改正
酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明
酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査
浄化槽工事業者登録簿の閲覧

［令和９年１月１日施行　ほか］

議案第　８号　工事請負契約（国道１８１号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（２工区）（補助改良））の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）

地質が想定より脆弱な区間において、崩落を防止するための掘削補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前　2,518,890,000 円　→　変更後　2,946,037,600 円（427,147,600 円の増）

議案第　９号　財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘コナン空港運営権設定対象施設）について
（交通政策課）

相　　手　　方：株式会社鳥取エアポート
貸 付 財 産：民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第 19 条第１項に基づき県が株式会社鳥取エアポートに公共施設等運営権を設定し実施する第２期鳥取県営鳥取空港特定運営事業の用に供する県所有の土地及び建物
貸 付 期 間：令和９年４月１日から令和 29 年３月 31 日まで
無償貸付理由：第２期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約により、第２期運営権者である株式会社鳥取エアポートが鳥取県営鳥取空港の運営を行うため、運営権設定対象施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第１０号　財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画関連用地）についての議決の一部変更について（交通政策課）

鳥取空港ビル株式会社に対して県有地の無償貸付を行っているところであるが、第２期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約の締結により、事業実施者が変更となることに伴い、貸付の相手方及び貸付期間を変更し、令和９年４月１日から適用するものである。
（変更の概要）
相 手 方：変更前　鳥取空港ビル株式会社　→　変更後　株式会社鳥取エアポート
貸付期間：変更前　令和７年 12 月 23 日から令和 27 年 12 月 22 日まで
→　変更後　令和９年４月１日から令和 29 年３月 31 日まで

議案第１１号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（消防防災課）

和解の相手方：米子市　法人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 148,591 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。
概　　要：令和８年８月７日、消防学校敷地内の車庫棟駐車場において、訓練のため設置していたホワイトボードが、強風により倒れ、駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

議案第１２号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（家庭支援課）

和解の相手方：米子市　個人
和 解 の 要 旨：代理監督者である県は、損害賠償金 72,160 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。
概　　要：令和８年５月 10 日、鳥取県立喜多原学園に入所中の県が監督する児童が、余暇時間中に同学園敷地内の駐車場で遊んでいた際、駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車のボンネットに手に持っていたスケートボードを擦り付け、同車両を損傷させたものである。

議案第１３号　請求異議事件に係る和解について（河川課）

和解の相手方：鳥取市　個人
和 解 の 要 旨：①県は、和解の相手方に対し、平成 14 年１月 25 日に八頭郡智頭町大字市瀬地内の採石場崩落によって生じた一級河川千代川水系千代川の閉塞事故に係る損害賠償請求事件の確定判決（以下「本件判決」という。）に基づく損害賠償金及び平成 14 年 11 月６日から支払済みまで年５分の割合による金員について、支払義務がないことを認める。
②県は、和解の相手方に対し、本件判決に基づき債権差押を行い第三債務者から徴した取立金の返還債務として、288,497 円の支払い義務があることを認める。
③県は、和解の相手方に対し、本件判決に基づく強制執行をしない。
④県が②の支払を遅滞なく履行したときは、和解の相手方は、①の取立てによって生じた損害につき、県に対して損害賠償請求を行わない。
⑤県と和解の相手方は、両者の間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
⑥訴訟費用は県の負担とする。
概　　要：本件判決に基づく債権の回収のため、県が和解の相手方に対する給与の差押えを行ったところ、和解の相手方が、免責許可決定が確定していることを理由に、強制執行の不許を求める訴えを提起したもの。

議案第１４号　公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。
（概　要）
指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局（公募）
指　定　の　期　間：令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

議案第１５号　鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について（県民課）

個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が鳥取県西部広域行政管理組合から受託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第３項において準用する同法第 252 条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第１６号　鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について（県民課）

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が鳥取県西部広域行政管理組合から受託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第３項において準用する同法第 252 条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第１７号　事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館）

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。
（変更内容）
契約金額：変更前 15,427,676,241 円　→　変更後 15,488,277,002 円（60,600,761 円の増）

議案第１８号　事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業）の締結についての議決の一部変更について（西部総合事務所）

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。
（変更内容）
契約金額：変更前　1,691,084,958 円　→　変更後　1,698,040,079 円（6,955,121 円の増）

議案第１９号　地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（産業未来創造課）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第 25 条第３項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第２０号　当せん金付証票の発売について（財政課）

令和９年度宝くじ発売総額：５３億円以内
（令和８年度宝くじ発売議決額：５３億円以内）

議案第２１号　令和７年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額　（単位：千円）

会計名	歳　入	歳　出	差　引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	406,534,751	394,795,665	11,739,086	6,430,425	5,308,661

特別会計歳入歳出決算額　（単位：千円）

会　計　名	歳　入	歳　出	差　引
用品調達等集中管理事業特別会計	1,673,666	1,621,123	52,543
公債管理特別会計	58,791,947	58,791,947	0
給与集中管理特別会計	29,100,751	29,085,205	15,546
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	83,439	35,452	47,987
国民健康保険運営事業特別会計	50,561,139	49,336,959	1,224,180
中小企業近代化資金助成事業特別会計	18,506	16,208	2,298
就農支援資金貸付事業特別会計	192,049	26,294	165,755
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	191,639	31,786	159,853
県営林事業特別会計	107,830	97,086	10,744
県営境港水産施設事業特別会計	282,674	281,224	1,450
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	298,968	1	298,967
港湾整備事業特別会計	78,042	60,371	17,671
収入証紙特別会計	139	139	0
県立学校農業実習特別会計	75,704	51,617	24,087
育英奨学事業特別会計	1,204,652	724,509	480,143

議案第２２号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課、教育人材開発課）

人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に鑑み、一般職の職員の給与水準並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、関係する諸手当の改定をする等、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

・職員の給与に関する条例
・土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例
・任期付研究員の採用等に関する条例
・任期付職員の採用等に関する条例
・鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
・特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

［公布施行　ほか］

議案第２３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課等）

一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法等の一部改正を踏まえ、職員の代休日の指定の見直し、無給休暇の新設、転居手当の新設等、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

・職員の勤務時間、休暇等に関する条例
・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例
・職員の給与に関する条例
・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
・職員の特殊勤務手当に関する条例
・職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
・特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

［令和９年４月１日施行　ほか］

議案第２４号　鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水環境保全課）

下水道法及び下水道法施行令の一部が改正され、条例で流域下水道の構造の技術上の基準を定めるに当たって参酌すべき基準に、排水施設の点検等の効率化等に係る規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

（概要）

①排水施設及び処理施設に共通する構造の基準について、下水の貯留等により腐食するおそれのある部分において用いるべき腐食しにくい材料の例示として、耐硫酸性を有するコンクリートを加える。

②排水施設の構造の基準について、次のとおり改める。

ア　マンホールは、清掃のために必要な箇所に加え、改築、修繕又は点検のために必要な箇所に設置することとする。

イ　マンホールは、排水施設を安全かつ効率的に点検するための機器を容易に搬出入することができる構造など、排水施設の改築、修繕又は点検を安全かつ効率的に行うために必要な措置を容易に講ずることができる構造とする。

ウ　改築、修繕及び点検並びに災害発生時における応急措置及び災害復旧の実施に際し、下水の流量を適切に調節することができるよう、下水をう回させることができる管渠を設置すること、当該管渠の上流に貯留施設又は堰を設置することその他の必要な措置を講ずることとする。

エ　管渠のうち特に損傷や腐食などのおそれがある箇所には、異状を検知する装置の設置その他の異状の検知の効率化に資する措置を講ずることとする。

③その他所要の規定の整備を行う。

［下水道法等の一部を改正する法律の施行の日から施行］

報　告　事　項

報告第　１号　令和７年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事　業　名	年　度	精　算　額　（円）
県立鳥取少年自然の家跡地整備事業費	Ｒ５～Ｒ７年度	８１３，５４０，４６０
文化芸術拠点施設環境整備事業費（童謡館中央熱源機器改修工事）	Ｒ６～Ｒ７年度	２８８，４２２，２００
文化芸術拠点施設環境整備事業費（米子コンベンションセンター受変電設備改修工事）	Ｒ６～Ｒ７年度	１６，０３５，８００
栽培漁業センター管理運営費	Ｒ６～Ｒ７年度	２４２，３０３，６００
警察財産管理費	Ｒ６～Ｒ７年度	２８２，５６１，０００
博物館運営費	Ｒ６～Ｒ７年度	２１，９８８，８００
県立高校体育施設修繕費	Ｒ６～Ｒ７年度	２９４，８００，０００

報告第　２号　議会の委任による専決処分の報告について

（１）鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例（令和８年１０月２０日専決）（市町村課）

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概　要）

選挙運動に関する収入の適正な管理について定めた規定中引用する公職選挙法の用語を改める。

［令和９年３月１日施行］

（２）鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和８年１０月２０日専決）（環境立県推進課）

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概　要）

環境影響評価その他の手続に係る規定を適用しない事業について定めた規定中引用する災害対策基本法の用語を改める。

［令和８年 11 月２日施行］

（３）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和８年１０月２７日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市　個人

和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 72,211 円（県過失３割）を和解の相手方に支払う。

事 故 の 概 要：令和８年７月 24 日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線から外側車線に車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

（４）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和８年１０月２８日専決）（県土総務課）

和解の相手方：西伯郡南部町　個人

和 解 の 要 旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 20,595 円を和解の相手方に支払う。

事 故 の 概 要：令和８年１月 13 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方使用の軽乗用自動車と衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

（５）損害賠償に係る和解について（令和８年１１月１２日専決）（販路拡大・輸出促進課）

和解の相手方：米子市　個人
和 解 の 要 旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失３割）
事 故 の 概 要：令和８年７月 13 日、販路拡大・輸出促進課の職員が、公務のため軽乗用自動車で直進車線を走行中、交差点に進入しようとした際、右折車線から直進車線へ車線変更してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

報告第　３号　長期継続契約の締結状況について

件　数　　新規　４件